

カーボンニュートラルの実現に向けた 取組の推進について

令和8年8月21日
中四国サミット

カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進について

令和2年10月の国による「2050年カーボンニュートラル宣言」や「2030年度時点の温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比で46%削減」の表明以降、グリーン成長戦略やエネルギー基本計画、地球温暖化対策計画、「GX推進戦略」等の重要戦略が相次いで制定され、「GX推進法」等の関連法が整備されてきた。

令和7年2月、国において、「エネルギー基本計画」、「地球温暖化対策計画」の改定とともに、「GX2040ビジョン」が策定され、新たに「2035年度時点で60%」、「2040年度時点で73%削減」を目指した取組が進められるなど、エネルギー安定供給確保と経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGXを加速させる方針が示されているところである。

民間事業者においてもESG金融の進展に伴い、RE100やSBTなど「脱炭素経営」に取り組む企業は大企業に限定されず、中小企業にも波及し、サプライチェーン全体の動きが現れている。

については、カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素を実現するモデルケースを複数創出し、多くの地域で、2050年を待たず脱炭素を達成するとともに、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長につなげるという「経済と環境の好循環」を生み出すため、以下の事項を提言する。

- 1 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、国・地方自治体・事業者・国民が一体となった取組を着実に推進することができるよう、削減目標達成に向けた具体的な道筋を明確にするとともに、エネルギーの脱炭素化の方策を示すこと。その際は、地域ごとに異なる産業構造やエネルギーの消費・生成等の状況を十分踏まえ、国際競争力の維持に配慮すること。また、水素の利活用やカーボンリサイクルなどの技術革新をはじめ、水素やアンモニアなど次世代燃料の輸入ルートの開発や、エネルギー安全保障の観点から国内生産拠点、地方における受入基地の整備など、サプライチェーンの構築等に国として率先して取り組むとともに、必要な財政支援や法規制の見直し等により、地方自治体・事業者等の取組を後押しするなど、国を挙げて地球温暖化対策に取り組む機運を醸成すること。
- 2 2040年度時点の温室効果ガス排出量を2013年度比で73%削減するという政府目標の実現に向けて、第7次エネルギー基本計画で示された再生可能エネルギーの発電比率を着実に達成するため、地方自治体が

地域に適合した再生可能エネルギーの供給力の増加を図れるよう「機動的に運用できる十分な財源」を確保すること。また、今後再生可能エネルギーの更なる導入拡大を図る上では、建築物の屋根や壁面等の新たな適地の開拓が必要であるため、ペロブスカイト等の次世代型太陽電池など、技術的なイノベーションを加速するとともに、初期需要創出に向けた取組を促進すること。

- 3 地域脱炭素ロードマップに掲げる公共施設等への太陽光発電設置、Z E B化や木造化・木質化、公用車の電動化などの目標達成のため、地方自治体の率先行動に対する強力な財政支援を行うこと。
- 4 カーボンプライシングが負担の公平性に配慮しつつ産業の競争力強化や経済成長及び温室効果ガス排出削減に資するものとなるよう、国民・事業者の理解が得られる制度を構築すること。
- 5 カーボンニュートラルの実現には、サプライチェーン全体での脱炭素化が求められることから、中小企業の脱炭素化を促進するため、温室効果ガス排出量の算定や削減目標の設定から、省エネ・再エネ設備の導入や工場のスマート化、再エネ由来電力への転換等まで、地域中小企業に過度な負担が生じることがないように継続的な支援を行うこと。
- 6 カーボンニュートラルの実現に向けた、カーボンリサイクルなどの革新的技術の創出や事業転換を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する産学公金連携の研究開発・実証・社会実装の取組や設備投資等に対する支援策を講ずること。
- 7 新築住宅に対するZ E H基準の水準の省エネ性能導入や自治体が独自に取り組む高性能な省エネ住宅の導入、既築住宅に対する省エネ改修、太陽光発電、蓄電池の導入、住宅の木造化・木質化などへの支援を充実させること。太陽光発電の更なる促進に向けて、多雪等の条件不利地域では導入コストが増嵩することに配慮したきめ細やかな支援を行うこと。また、支援においては十分に予算を確保し、年間を通じて利用できる制度とするとともに、地域の工務店等のスキルアップのために十分な支援を行うこと。
- 8 住宅以外の建築物においてはZ E Bの普及が進むよう支援を継続するとともに、支援においては公募期間を十分に確保し、複数年度にわたる工

事についても柔軟に活用できる制度とすること。

- 9 カーボンニュートラルの実現に向け、地域共生型・地域裨益型の再生可能エネルギーの一層の普及を図るために創設された地域脱炭素化促進事業の認定制度の活用を促進するため、手続き簡素化の対象拡大や補助金上の優遇等、市町村や事業者にとってより有効で強力なインセンティブを設定すること。
- 10 カーボンニュートラルの切り札となる水素を活用するために、地域の特性に合わせた再生可能エネルギーやバイオマス、廃棄物資源等を活用した水素の製造、その利活用のための貯蔵・運搬等のインフラ整備を進め、自立・分散型エネルギーシステムの構築に繋がる支援制度を充実させること。また、F C Vの普及に繋がっている水素ステーション「運営費補助制度」の更なる充実や、管理棟や防火壁の建築費など「整備補助金」の対象範囲拡大のほか、整備に係る規制緩和の更なる推進を図ること。さらに、燃料電池商用車の導入促進を図る重点地域を追加して選定する際は、自治体の取組を評価する「地方公共団体基準」を重視した柔軟な運用を図るとともに、選定された地域以外の自治体へも従来どおりの支援策を維持すること。
- 11 自動車業界の多様な車両開発戦略に呼応し、カーボンニュートラルを実現するため、E Vの普及に向けて、航続距離（県をまたぐ移動の際の電欠等）への不安感を解消し、安心して走行できる環境を整備することが重要であることから、充電設備の空白地域や、高速道路等における充電インフラ整備などについて支援策を講ずるとともに、E Vの性能・充電環境に関する情報発信、充電マナーに関する啓発を積極的に行うこと。加えて、e-fuel等の合成燃料やバイオ燃料の製造技術の確立、普及に対する支援を行うこと。また、自動車関連産業が国際競争力を維持・強化できるよう、電動化やライフサイクル全体での低炭素化（再生材利用義務化を含む。）、関税措置などの諸課題に対応するための経済・技術支援等を行うこと。
- 12 カーボンニュートラルの実現は国民の理解なしには成立しないことから、国民に対して科学的根拠に基づく脱炭素化の必要性、カーボンニュートラルのもたらす便益、負担を丁寧の説明していくこと。
- 13 社会全体としてカーボンニュートラルを実現するには、脱炭素電源の拡大等が必要とされており、発電事業者が火力発電への脱炭素燃料の混焼等

による排出削減や再生可能エネルギーの供給量を拡大できるよう支援を行うこと。また、再生可能エネルギーの拡大に際し必要となる、バックアップ電源の確保などによる事業者の負担を軽減する支援を行うこと。さらに、再生可能エネルギー資源の地域的偏在を踏まえ、送電経路の新設や送電容量の増強など、送電系統の整備を促進すること。

- 14 温室効果ガスの排出量については、排出量カルテにより都道府県・市区町村別の数値が示されているが、最新年度の公表に3年程度を要することから、温暖化対策の進捗状況を地方自治体・事業者が共有し、取組の促進につながるよう、推計による速報値などで速やかに排出状況を公表すること。また、再エネの導入については、今後、卒FITや非FITの増加が見込まれる中、再エネ全体の導入容量を把握する手段がないため、地方自治体別の再エネ全体の導入容量を把握し公表する仕組みを整備すること。
- 15 民間企業も含めてLED照明や電動車の導入に対する需要が高まる中、地方団体が公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「脱炭素化推進事業債」による支援について令和9年度以降の継続・強化を図ること。
- 16 再生可能エネルギーの長期電源化のためには、既存の再生可能エネルギー設備について、FIT制度の調達期間終了後も最大限の活用を図ることが重要であることから、事業者による適正管理のための追加・再投資への支援など適切な環境整備に向けた方策について検討を進めること。

令和8年8月21日

中四国サミット

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
島	根	県	知	事	丸	山	達	也
岡	山	県	知	事	伊	原	隆	太
広	島	県	知	事	横	田	美	香
山	口	県	知	事	村	岡	嗣	政
徳	島	県	知	事	後	藤	正	純
香	川	県	知	事	池	田	豊	人
愛	媛	県	知	事	中	村	時	広
高	知	県	知	事	濱	田	省	司
(一社)	中国経済連合会	会長			芦	谷		茂
四国経済連合会	会長				長	井	啓	介